

(事務連絡)
平成30年3月29日

医療機関開設者様

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室
在宅福祉課長
(在宅福祉第一担当)

病院等における重度訪問介護の提供に係る取扱い等について

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月1日から、障害者総合支援法の改正に伴い、これまで「居宅」に限定されていた重度訪問介護の提供場所については、「病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「病院等」という。）」に拡大されることとなり、別紙(※)のとおり、病院等において重度訪問介護従業者（障害者総合支援法に基づくサービスのヘルパー）による意思疎通支援等を利用できることとなりました。

病院等における重度訪問介護の提供に当たっては、病院等と指定重度訪問介護事業者の連携のもとに行うことが当該重度訪問介護の報酬算定上の要件とされており、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等への御理解、御協力をお願い申し上げます。

※ 別紙中、別添は本事務連絡のこのため、添付を省略しています。